

平成 27 年度
包括外部監査結果報告書
概要版

「熊本県出納局の業務について」

平成 28 年 3 月
熊本県包括外部監査人
星野誠之

目次

第Ⅰ章 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 特定の事件を選定した理由	1
4. 監査対象部局	2
5. 外部監査の着眼点	2
6. 主な監査手続	3
7. 監査実施期間	4
8. 包括外部監査人及び補助者の氏名、資格	4
9. 利害関係	4
第Ⅱ章 熊本県出納局の概要	5
1. 出納局の組織	5
2. 業務内容	6
第Ⅲ章 監査の結果（総論）	7
1. 会計課の監査結果	7
2. 管理調達課の監査結果	8
3. 地方支出機関の監査結果	9
4. 統一的な会計基準の導入に向けた対応について	9
第Ⅳ章 監査の結果（会計課）	12
1. 総務・資金班	12
2. 審査第二班	18
第Ⅴ章 監査の結果（管理調達課）	25
1. 調達班	25
第Ⅵ章 監査の結果（地方支出機関）	26
1. 熊本県自動車税事務所	26
第Ⅶ章 監査の結果（統一的な会計基準の導入に関する対応状況について）	28
1. 今後検討すべき事項	28
（1）固定資産の調査について	28
（2）連結財務諸表作成のための準備について	29
（3）財務書類等の活用について	34

第 I 章 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定による包括外部監査

2. 選定した特定の事件

熊本県出納局の業務について

3. 特定の事件を選定した理由

地方自治体の業務は、直接県民にサービスを提供する部署と、他の部署を支援することにより、間接的にサービスを提供する部署とが存在する。この間接的にサービスを提供する部署の中でも、出納局の業務は財務に関する業務であることから重要性が高い。

会計課は、主に歳入歳出の出納業務、決算業務、公金の管理業務等、熊本県の財務状況を管理する重要な業務を担当している。

また、平成 27 年 1 月 23 日に総務省より「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」が各自治体の首長宛に発出されており、この中で統一的な基準による財務書類等を原則として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で作成し、予算編成等に積極的に活用することが求められていることから、重要な時期にある。

管理調達課は建設工事の請負契約を除く契約締結方法の総合調整業務、物品取扱いに関する管理業務、入札参加資格に関する業務の他、物品の調達に関する業務等を担当している。各部署が購入希望する備品の調達について集中的に管理しており、また建設工事の請負契約を除く契約業務を管理している点で重要な業務を担っている。

全国的にも自治体の内部統制、特に金銭の取扱いに関する内部統制について注目が高くなっている。

このように管理業務を担当する部署の中でも、非常に重要な業務を担う出納局の業務について監査を実施することは意義のあることであると判断し、本事件を選定した。

4. 監査対象部局

熊本県の以下の組織について、監査を実施した。

部局	課	班
出納局	会計課	総務・資金班
		システム・出納班
		指導・検査班
		審査第一班
		審査第二班
	管理調達課	管理班
		調達班

また、出納業務について、地方支出機関においても実施されていることから、以下の地方支出機関の出納業務の監査を実施した。

部局	課	班
県央広域本部	税務部 総務課	総務班
県北広域本部	総務部 総務課	経理出納班
熊本県自動車税事務所	管理課税課	管理班

なお、上記以外にも、内部統制の整備及び運用状況を確認するために、関係する所管課に赴いて、監査を実施している。

さらに、統一的な会計基準の導入に関する対応状況を監査するために、財政課、管財課等をはじめとした関係部署についても監査を実施した。

5. 外部監査の着眼点

(1) 出納局の業務に対する内部統制の整備状況

自治体のチェック体制は性善説の考えにたったチェック体制が構築されており、各担当者が誠実に業務を実施していることを前提に、様々なチェック体制が構築されている。

しかし、全国的に自治体職員による不正が絶えず、また平成20年度に実施された会計検査院による実地検査においては、全国的に不適正な会計処理が指摘された。

このような状況において、出納局は出納業務に関する検査、指導及び審査業務を担っており、監査員事務局と並んで重要なチェック機能を果たしている。

このように熊本県における重要な内部統制である出納局の業務について、出納局

の業務は内部統制として十分であるか、そもそも出納局自体の業務の内部統制の整備は十分であるか、監査を実施した。

(2) 出納局の業務に対する内部統制の運用状況

既に内部統制が整備されている業務について、規定や要項等に準拠して業務が適切に遂行されているか、内部統制の運用状況について監査を実施した。

(3) 地方支出機関の出納業務に関する内部統制の整備・運用状況

地方支出機関については、出納員や会計職員が出納業務にあたっているが、地方支出機関ごとに組織や人員体制が異なることから、内部統制の整備状況についても若干の差異が存在している。

このような状況にあって、内部統制の整備状況が十分であるか、監査を実施した。

また、既に内部統制が整備されている業務について、規定や要項等に準拠して業務が適切に遂行されているか、内部統制の運用状況についても監査を実施した。

(4) 統一的な会計基準の導入に向けた対応状況について

平成 27 年 1 月 23 日に総務大臣名で各都道府県知事、及び各指定都市市長宛に「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」が通知されたことに伴い、新たに「今後の新地方公会計の推進に関する研究報告書」（平成 26 年 4 月 30 日公表）に記載された統一的な基準（以下「統一的な基準」）によって財務書類の作成が必要となった。

現在熊本県としても鋭意準備を進めているところであるが、当該業務は発生主義会計及び複式簿記の導入、固定資産台帳の整備といった全庁を挙げての対応が必要となることから、作業の難航が予想される。

このような状況において、今後予想される課題を明確にし、その中でも早急に対応すべき課題を指摘することで、統一的な会計基準が速やかに導入されるよう、監査を実施した。

6. 主な監査手続

- (1) 入手資料等による業務の概況把握
- (2) 法令、条例、要項等の閲覧
- (3) 契約書、決裁書類等の閲覧、準拠状況の検証
- (4) 担当課、担当者への質問、意見聴取
- (5) 他県へのアンケートの実施
- (6) 県庁及び地方支出機関での現地調査

7. 監査実施期間

平成 27 年 8 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

8. 包括外部監査人及び補助者の氏名、資格

職 務	氏 名	資 格
包括外部監査人	星 野 誠 之	公認会計士
補 助 者	樋 口 信 夫	公認会計士
	飯 村 光 敏	公認会計士
	入 江 佳 隆	公認会計士
	本 吉 幸 雄	公認会計士
	久 峨 ゆりか	公認会計士
	西 田 早 希	その他

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

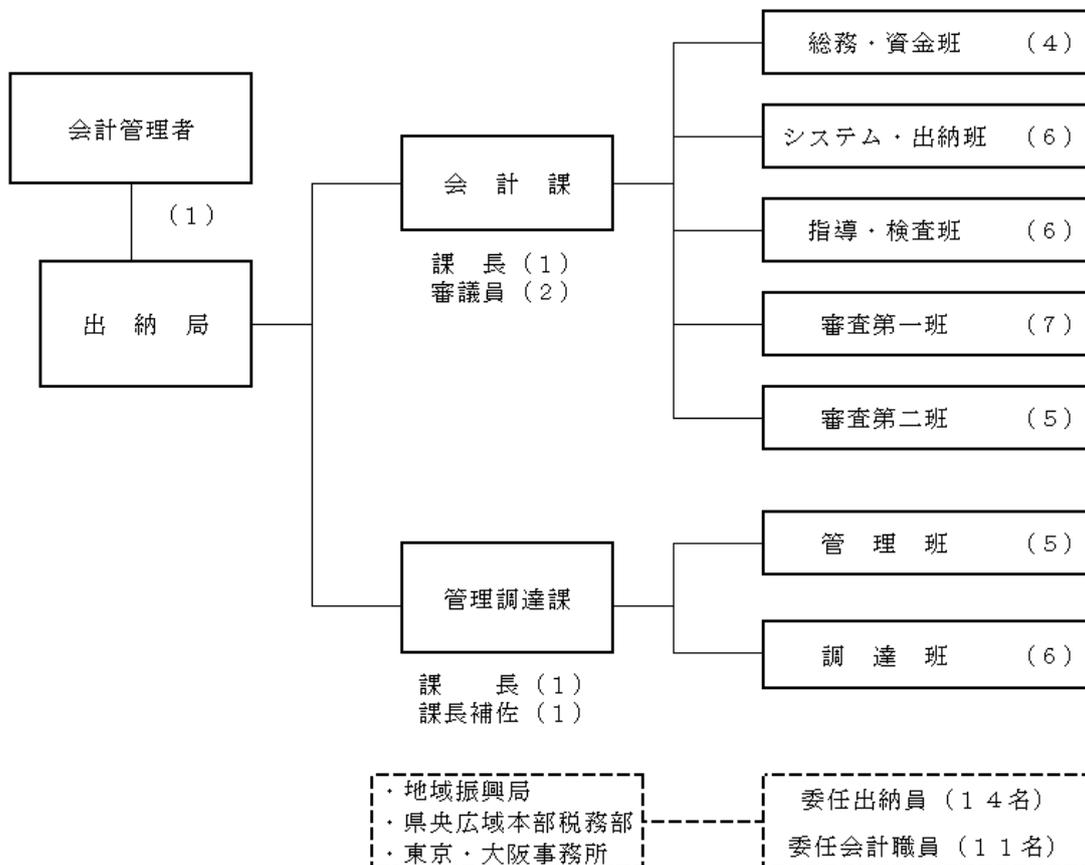
(注) 本報告書の記載金額は、端数処理の関係で合計欄の金額と内訳の合計額が一致しない場合がある。

第Ⅱ章 熊本県出納局の概要

1. 出納局の組織

熊本県出納局の組織及び職員構成は、以下のとおりである。

(1) 組織図



(参考)

会計管理者は、地方公共団体の会計事務を行う一般職の地方公務員であり、平成18年の地方自治法の改正において、地方の自主性、自律性を拡大する措置の一つとして、それまでの出納長および収入役が廃止され、これに代わって新設された。

(2) 職員構成 (平成27年4月1日現在)

職名・課名	管理者 (局長)	課長	審議員	課長 補佐	主幹	参事	主任 主事	主事	嘱託	合計
管理者(局長)	1									1
会計課		1	2	1	5	14	8		2	33
管理調達課		1		3	1	3	4	2	5	19
合計	1	2	2	4	6	17	12	2	7	53

注：管理調達課の職員数には、育児休業中の職員1名（参事）が含まれている。

2. 業務内容

出納局の各課の主な業務内容は、以下のとおりである。

<会計課>

1. 歳入歳出の出納及び決算に関すること。
2. 歳入歳出外現金の出納通知に関すること。
3. 指定金融機関、収納代理金融機関に関すること。
4. 会計検査に関すること。
5. 職員の賠償責任(現金の亡失の場合)に関すること。
6. 出納員等の任免に関すること。
7. 一時借入金に関すること。
8. 収入証紙に関すること。
9. 会計事務に係る電子計算組織の利用に関すること。
10. 政府調達苦情に関すること。
11. 会計管理者室に関すること。

<管理調達課>

1. 契約(建設工事の請負契約を除く)の締結の方法に係る、総合調整に関すること。
2. 熊本県物品取扱規則に基づく物品の取扱いに関すること。
3. 会計事務検査に関すること。
4. 電子入札(物品・業務委託)の推進、電子入札システムの維持管理に関すること。
5. 入札参加資格(物品・業務委託)に関すること。
6. 用品の集中調達に関すること。

第Ⅲ章 監査の結果（総論）

1. 会計課の監査結果

総務・資金班においては資金運用を行っているが、元本保証という安全性を確保したうえで、最大限の運用益を確保できる努力をしている。地方自治法第235条の4を根拠にして「熊本県公金管理に関する方針」は、出納局会計課内で毎年策定され、これに基づいて運用が行われている。具体的には、過去証券会社に勤務経験のある職員を雇用し、運用に関する基本方針を構築し、現在もこれに基づいた運用がなされている。

しかし、基本的な指針となるべき「運用規程」の策定がなされていない。運用規定においては、運用に関する基本的な事項を定め、運用についてハイリスク・ハイリターンといった誤った方向に進まないようにする必要がある。

システム・出納班においては決算業務が行われているが、地方自治法において求められる現在の決算作業は、会計システムに入力された数値の見直しを実施し、決算書に数値を落とし込むものであり、いわゆる民間企業でいうところの決算仕訳等の作業は行われていない。

しかし、統一的な会計基準が導入されれば、決算における作業も増加する。総務省改訂モデルの財務諸表の作成は、総務部財政課が作業を行っていたが、今後は会計課の協力なしでは作業を行えないものとする。

今後、システム・出納班の業務範囲についても、影響が出てくる可能性がある。

指導・検査班は会計事務の適正な処理を行うための指導と助言を実施し、また会計事務に関する制度の見直し等を実施している。

現在年間を通して様々な研修プログラムを用意し、新規採用者及び様々な会計業務の職種に新たに就いた職員に対して、レベルに応じた研修が行われていた。また、検査の中で発見された問題点については、「出納局だよりプラス」を印刷し、全職員に配布することによって情報の共有化を図る等、高く評価できるものであった。

また、現金のような有価物の管理についても、できるだけ収入が発生した当日のうちに銀行に預け入れに行くように指導されており、盗難や不正等のリスクを最大限低める努力がなされていた。

しかし、出先機関の監査を行った際に、数十円の収入であっても、当日銀行に預け入れに行っている事実があった。費用対コストを考えれば、収入が発生した日ごとに預け入れに行くことは問題がある。収入が発生した場合、例え銀行に預け入れに行かなくても、毎日金庫保管の現金の実査を実施し、上席者による確認を行えばリスクは回避できるものとする。

有価物の管理について、熊本県が慎重な姿勢をとっていることは職員にも理解されているものとする。今後は費用対効果にも配慮し、バランスのとれた管理方法の提案が望まれる。

審査第一班及び審査第二班は支出負担行為の審査を行っているが、この審査業務は支出が行われる前の最終的なチェック作業であり、非常に重要な作業とされている。

しかし、そのチェック作業は属人的な能力に依存したものであり、いわゆる「職人的」に行われている印象を受けた。実際、担当者が交替すると、審査班より指摘を受ける内容が変わる等の問題も発生しているようである。

今後は審査業務に関するノウハウをチェックリストやマニュアル等により蓄積する努力をし、熊本県全体の業務レベルの向上に努めることが望まれる。

審査第二班は審査業務の他に収入証紙に関する業務を行っている。今回、収入証紙特別会計の残高の適正性を確認する目的で、売りさばき人の協力を得て、平成 27 年 10 月末時点の収入証紙の残高棚卸を実施してもらった。

この結果、特別会計の繰越金残高の中に、今後使用され一般会計の収入に振り替わる可能性が低い残高が存在することが判明した。特別会計を設けて残高を管理することは、過去において国から指導された方法であり、これ自体は問題ない。

しかし、この方法では収入証紙を購入後、紛失したもの等については永久に特別会計の繰越金として残ることになり、一般会計の収入に振り替わることがない。

これは制度上の限界であるが、他の自治体においては特別会計を設けていないところも存在することが、アンケートにより確認できている。

今後、特別会計を廃止することを検討する必要がある。

また、そもそも収入証紙自体を廃止している自治体も出ている。収入証紙制度においては、収入証紙の印刷費用や、売りさばき人に支払う手数料等のコストが発生する。当該制度は、熊本県が現金の取扱いを少なくすることを目的としているが、様々な決裁手段が発達した現代において、今後も当該制度を継続すべきかは検討の必要がある。

2. 管理調達課の監査結果

管理班は調達された備品の管理を行っているが、今回実際に備品が保管されている現場を数か所選り、保管状況について確認を実施した。この中で、書類の不備は複数発見されたが、問題は備品管理システムへの登録内容が事実と異なるものが発見されたことである。

熊本県においては毎年 4 月に「使用備品整理簿」に基づいて、備品の現物確認を実施している。しかし、今回備品管理システムの登録内容について、事実と異なるものが存在したことからすれば、毎年実施されている現物確認が適切になされているか、疑問が生じる。

後述しているが、統一的な会計基準を導入するにあたっては、公有財産台帳をもとに現物確認を実施した際に、台帳と現物との差異が発生していた。

膨大な数の資産を管理していることから、ミスが発生することはやむを得ないと考えるが、少なくともチェック作業の形骸化は避ける必要があるとあり、職員の備品管理の重要性を再度認識させる必要がある。

さらに、統一的な会計基準への対応として、固定資産台帳の整備が要求されるが、管理

帳票の一本化、現物特定のための登録情報の工夫等、業務内容自体の見直しも必要である
と考える。

3. 地方支出機関の監査結果

今回、出納事務を行っている地方支出機関のうち、県央広域本部、県北広域本部、自動車
税事務所の3か所の出納事務を監査した。

いずれの地方支出機関においても、小切手帳の使用に関する指摘及び意見が見受けら
れた。地方支出機関においては、小切手帳を経費の支払いや、徴収した税金の振込に利用
しているが、小切手振出時のチェック体制について、十分な内部統制の運用がなされて
いないことが発見された。これらについては、過去行われた職員の削減に原因があると考
えられ、この時業務内容の見直しが十分なされていなかったようである。

また、自動車税事務所においては、小切手の使用ができないにも関わらず、小切手帳を
使用していた事実も発見された。これについては、使用権限があるかという視点でのチェ
ックが十分でなかったようである。

また、地方支出機関については、それぞれで独特の慣習による業務実施方法がとられて
いることから、今後業務内容の見直し、及び地方支出機関ごとの業務実施方法の統一化が
図られる必要がある。

4. 統一的な会計基準の導入に向けた対応について

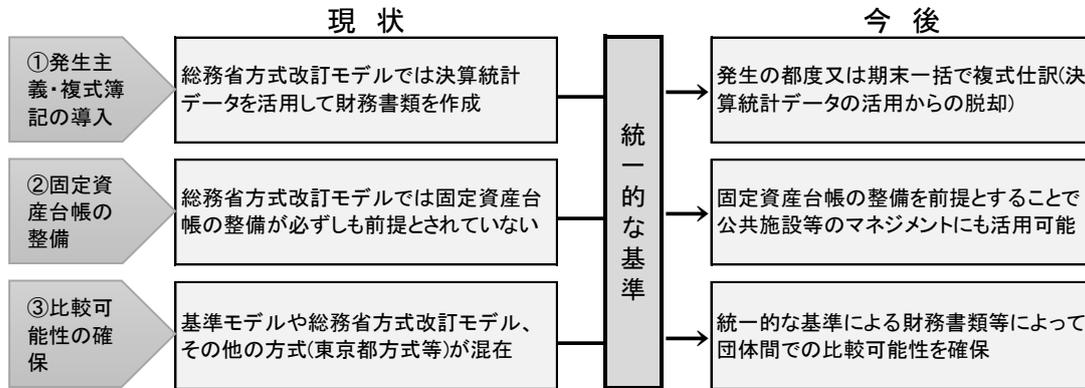
平成18年8月に、総務省において「地方公共団体における行政改革の更なる推進のため
の指針」が策定され、主に地方自治体の資産・債務管理改革に資する観点から、「純資
産変動計算書」や「資金収支計算書」を加えた財務書類4表の作成と、公営事業会計や一
部事務組合、第三セクター等まで含めた連結ベースでの財務書類を整備することの必要
性が唱えられた。

これを受けて、平成19年10月に「新地方公会計制度実務研究会報告書」が公表され、
新しい基準に基づく地方公会計のモデルとして「総務省方式基準モデル」と「総務省方式
改訂モデル」が示され、各地方公共団体の選択により財務書類が作成されることとなつた。

熊本県においても平成21年度より「総務省方式改訂モデル」での財務書類の作成を行
ってきたが、平成27年1月23日に総務大臣名で各都道府県知事、及び各指定都市市長
宛に通知が出されたことにより、新たに「今後の新地方公会計の推進に関する研究報告書」
(平成26年4月30日公表)に記載された統一的な基準(以下「統一的な基準」)によつ
て財務書類の作成が必要となった。

熊本県は平成28年度の決算において統一的な会計基準を導入すべく、鋭意準備作業を
進めているところである。しかし、今回の統一的な会計基準においては、以下のような特
徴があることから、作業が難航することが予想される。

- ①発生主義会計及び複式簿記の導入
- ②固定資産台帳の整備
- ③比較可能性の確保



熊本県は平成 21 年度より総務省改訂モデル（以下 改訂モデル）での財務諸表等の作成を行っているが、当該改訂モデルは①及び②を前提とせず簡便的に財務諸表を作成できるよう考えられたものであることから、今回①及び②に向けた作業が改めて要求される。

①のうち、複式簿記の導入については、単式簿記の会計から複式簿記の会計への考え方の転換が必要になる。また、従来の単式簿記会計による決算は残されたまま、同時に複式簿記の決算を行う必要があることから、複式簿記の仕訳を別途行う必要がある。現在複式簿記の仕訳について、都度仕訳（取引の都度仕訳を行う方法）と期末一括仕訳（期末にまとめて複式簿記の仕訳を行う方法）が認められている。

熊本県においては、当面期末一括仕訳で対応する方針を決定している。しかし、統一的な会計基準の導入の趣旨は、地方自治における適切な判断に資する情報を提供することにあることから、年度末決算においてしか情報が提供されない期末一括方式よりも、期中においても情報が提供される都度仕訳方式の方が望ましいといえる。

よって、熊本県もゆくゆくは都度仕訳方式に移行する必要があるが、これを実現するためには、出納局や財政課だけで対応できるものではなく、全庁を挙げてのインフラ整備が必要である。

②の固定資産台帳の整備についても、公有財産台帳に登載されている固定資産だけでなく、個別法により取得した固定資産についても台帳に登載する必要があることから、固定資産を所有する全ての所管課が調査を行う必要がある。特に道路や橋梁のようなインフラ資産については、取得時期、範囲、追加取得の内容等、情報の把握が難航する。既に調査に取り掛かっているが、様々な検討すべき課題が上がっている。

また、地方自治体の会計は単年度予算主義であることから、歳入歳出取引のチェックは厳密に行っているものの、資産の残高管理が不十分であるという特色がある。実際に監査

人が現地調査した中にも、公有財産台帳に記載が残っているものの現物が存在しないものや、逆に現物が存在しているにも関わらず公有財産台帳への登載が漏れているものが発見されている。サンプルを抽出して確認したにも関わらず、このような不備が発見されたことからすれば、全庁的には多くの不備が存在する可能性があり、財産の管理について意識の改革が必要であると考えます。

また、③の比較可能性の確保については、従来の財務諸表等の作成基準は、複数の作成方法が認められていたことから、採用する作成方法が異なれば比較できないという問題があった。

しかし、今後は財務諸表等の作成方法は一つに統一されることから、自治体間の財務諸表の比較が可能となる。このため、自治体における施策の優劣を付けられる可能性もあることから、より県民からの評価を意識した運営が求められることになる。

また、①の発生主義会計の導入により引当金の計上が必要となるが、これについても他県と比較されることで、計上漏れ等が発覚する可能性があることから、慎重に検討する必要があります。

このように、統一的な会計基準を導入するには、膨大な作業と幅広い知識が要求されることから、ごく少数の担当者のみでは作業を完遂することは困難である。

是非、熊本県知事にも作業の重要性を認識していただき、知事自らイニシアチブをとって作業を進めていただくことを強く希望する。

第IV章 監査の結果（会計課）

1. 総務・資金班

熊本県 出納局 会計課 総務・資金班は、主に以下のような業務を実施している。

【公金の管理・運用に関する事務】

- 収入と支出について、金額・時期などを的確に把握し、支払いに支障がないよう、公金の管理を実施。
- 支払資金に余裕がある場合、確実かつ有利な方法により運用を行い、財源の確保を実施。

【熊本県政府調達苦情検討委員会に関する事務】

- 一定額以上の調達手続について苦情申し出がなされた場合の、苦情内容等を検討する委員会の運営に関する事務を担当。

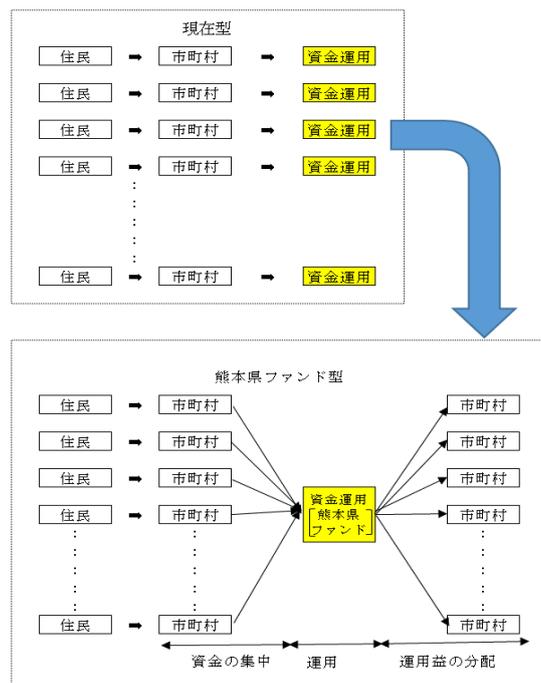
調査確認部署	出納局 会計課 総務・資金班	
指摘の内容	3. 熊本県主導の県内市町村の公金運用について	
監査要点	<input type="checkbox"/>	内部統制の整備状況について（ ）
	<input type="checkbox"/>	内部統制の運用状況について（ ）
	<input type="checkbox"/>	その他（他の自治体と連携した資金運用について）
<p>(現状)</p> <p>国、県及び市町村の行政単位の中で、国民に一番近いところで行政を行っているのが市町村である。国と市町村その間で包括する広域の地方公共団体として存在するのが県である。</p> <p>現在のどの行政も財政が非常に厳しい環境にある。各市町村は、資金管理・運用に非常に気を使わなければならないところであるが、各市町村は、各々資金管理・運用を行っている。</p>		
<p>(問題点)</p> <p>資金の管理・運用にあたっては専門的知識が必要であり、時間・情報・人を有することを前述したが、各市町村単位でそれを要求するには難がある。</p>		
<p>(意見)</p> <p>各自治体が抱える、資金運用に関するノウハウや人材確保の問題を解決するために、以下のような手法が考えられる。</p> <p>第一段階：熊本県が、熊本県公営企業、市町村等の資金運用のアドバイザー的立場で運用元の相談窓口となり、運用元に代わって運用先との運用交渉を行う。</p>		

第二段階： 更なる効率性を求め、熊本県で熊本県型ファンド（仮称）を創設し、県下で希望する熊本県公営企業、市町村等の資金を集め、運用を行う。

他県でもこの取組の検討がなされ始めたところであり、条例・規程等の整備、法令等への慎重な対応が必要である。

【メリット】

- ① 県下市町村の資金を集中運用することで、資金ロットが大きくなり、各市町村単位で行う運用益より大きな運用益を期待できる。
- ② 県の会計課は、既に専門的知識、時間・情報・人をもっており、改めて人を育成するコストが生じない。
- ③ 熊本県ファンドを設立することによって、各市町村は資金管理・運用にかかわるコストを節約できる。
- ④ 各市町村は資金管理・運用にかかわったコスト（人・時間）を他の住民サービスへ向けることができる。



【デメリット】

- ① 資金運用で失敗した場合の責任問題を明らかにしておかなければならない。
その為には熊本ファンド型（仮称）資金運用規定を作成し、資金運用責任者、決議事項、運用が悪化した場合の「損切り」規定等について明文化しておく必要がある。

調査確認部署	出納局 会計課 総務・資金班		
指摘の内容	4. 熊本県中小企業融資制度による資金運用について		
監査要点		内部統制の整備状況について ()	
		内部統制の運用状況について ()	
	○	その他 (資金運用の方法について)	

(現状)

熊本県は、昭和34年8月施行の「熊本県歳計現金余裕金貸付規則」に基づき、「熊本県中小企業融資制度」を実施するため、金融機関に資金を預託している。「熊本県中小企業融資制度」は、信用力が弱く十分な資金確保ができない中小・小規模事業者に対して低金利で円滑な資金供給ができるよう、県、金融機関、信用保証協会が連携して融資を行う制度である。

同制度における、熊本県の資金預託の概要は、以下のとおりである。

- ①制度設計…………… 関係機関と協議し、融資制度の基本的な枠組みをつくる。
- ②金融機関への預託…………… 県の融資制度は、長期、固定・低金利を基本とするため、県の資金を金融機関に預託する。
- ③信用保証協会への損失補償…………… 返済が滞り、債務不履行が生じた場合、信用保証協会が金融機関に代位弁済する。
このときの信用保証協会の負担の一部を県が損失補償する。
- ④信用保証協会への保証料補助…………… 中小企業者の負担を軽減するため、県が信用保証料の一部を補助する。

また、この「熊本県中小企業融資制度」では、④保証料の補助、③損失補償、及び⑤専門家派遣費補助が行われている。

直近3年間の年度別歳計現金余裕金貸付金等の状況は下表の通りである。但し、この金額は予算化され、金融機関に預託された金額であり、融資が実行された金額ではない。

(単位：千円)

所管課	資金名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
商工振興金融課	中小企業融資	23,239,590	19,602,500	18,097,185
企業立地課	企業立地促進融資	86,552	86,624	114,570
観光課	観光施設整備資金	3,630	1,636	1,252
団体支援課	林業振興資金	1,436,000	1,436,000	1,436,000
	漁業振興貸付金	300,000	300,000	300,000

	木材産業高度化資金 (貸付規則外の貸付)	1,000,500	1,000,500	1,000,500
合計		26,066,272	22,427,260	20,949,507

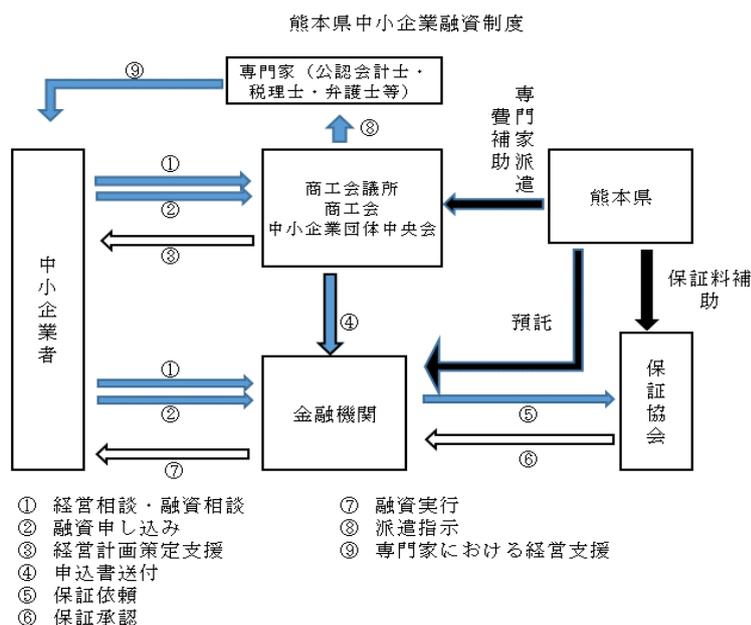
金融機関からの「熊本県歳計現金余裕金融資産運用状況報告書」によれば、商工振興金融課の融資状況の詳細は下表のとおりである。

(単位：千円)

所管課	資金名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度 (9月末)	
商工振興金融課	中小企業融資	予算額	24,056,921	21,559,800	19,306,382	18,982,239
		①預託額	23,239,590	19,602,500	18,097,185	13,739,185
		②年度末貸出金中の預託相当額(注)	14,576,928	11,487,475	10,098,246	11,141,994
		差額(①-②)	8,662,662	8,115,025	7,998,939	2,597,191
貸出残高(協調融資残高)		55,185,346	48,062,823	42,044,668	39,693,460	

注：年度末貸出金中の預託相当額は、商工振興金融課から提出された県融資制度運用状況から算定した、各年度末融資残高における県資金利用見込額「(預託金の予算額/予算上の融資枠)×貸出残高」である。

預託額と年度末貸出金中の預託相当額の差額(①-②)は、金融機関に預託されてはいるが金融機関に留まり、本来の制度目的を果たせていない資金といえる。



(問題点)

平成 26 年度では、20,949 百万円（団体支援課の木材産業高度化資金 1,000 百万円を含む）を県内 10 金融機関に預託している。

このうち、商工振興金融課の実施する中小企業融資の預託額は、以下のとおりである。

(単位：千円)

所管課	資金名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
商工振興金融課	中小企業融資	23,239,590	19,602,500	18,097,185

「熊本県中小企業融資制度」について関係書類をレビューしたうえで、関係者にヒアリングを行った結果、下記の問題点があった。

- ① 中小企業の資金需要が旺盛で、「熊本県中小企業融資制度」を運用するための資金が金融機関に不足しているという状況であれば、熊本県としても貸付資金を予算化し、資金確保する必要がある。

しかし、現在の様に低金利で、金融機関としても資金の運用先に窮している状況では、資金不足の状況はないと考えられる。

金融機関に対し資金を預託する割合の見直しを金融機関と協議する時期にあると考える。

- ② 各年度で、金融機関への預託額と年度末貸出金中の預託相当額に差額が存在しており、預託された資金の一部が「熊本県中小企業融資制度」として使用されていない状況にある。

預託額は、(ア) 過年度貸付残高に係る預託額と (イ) 当該年度の新規貸付けに係る預託額で構成されている。(ア) については、前年度末の貸付残高を基に、当該年度の償還額を勘案した平均貸出残高を算出し、それを基に預託額を決定している。(イ) については、当該年度の新規融資枠に対応する予算額を預託額としている。

(イ) 当該年度の新規貸付けに係る預託額に対する年度末貸出金中の預託相当額を算定すると次表のようになる。

(単位：千円)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度 (9 月末)
予算額	新規のみ	10,443,333	8,943,333	7,860,001	9,804,765
①預託額	新規のみ	9,628,300	8,626,400	7,462,785	4,912,023
②年度末貸出金中の 預託相当額	新規のみ	3,637,727	2,398,806	2,332,762	3,510,702
差額 (①－②)		5,990,573	6,227,594	5,130,023	1,401,321

(イ) に関しては、年度末の預託相当額は、当初の預託額を下回る状況にあり、預託された資金の一部が「熊本県中小企業融資制度」として使用されていない状況にある。

- ③「熊本県中小企業融資制度」の利用件数は年間約2千件に及んでいるが、この制度によって、実際中小・小規模事業者への実行金利がどれだけ引き下げられているか、その効果を検証できていない。

(意見)

商工振興金融課の実施する中小企業融資制度への預託による資金運用について、現在のように低金利で、金融機関も資金の運用先に窮している状況では、金融機関に対して資金を預託しなければ制度運用できないという状況ではない。

当該制度が開始されて長年が経過するが、制度が固定化してしまい、予算についても硬直化している可能性がある。

また、「熊本県中小企業融資制度」の制度目的は、中小企業者の経営におけるリスクを軽減させ、もって安定的な経営を確保することにある。この趣旨からすれば、「保証料の補助」をもって融資を受ける中小事業者を支援し、貸倒損失が発生した時に「損失補償」をもって保証協会のリスクを事後的に負担する仕組みでも趣旨は果たせると考える。

「熊本県中小企業融資制度」の意義は評価できるが、現状を鑑みれば、預託する金額は貸出金に対応する額との見合いで十分であり、超過する額は不要であるように考える。

今後、当該制度に預託金として資金を固定化することが妥当か、運用利率がよい運用対象があれば、そちらで資金を運用した方が効率的ではないかといった観点に立って、金融機関に対する預託資金割合の見直しについて協議する必要がある。

2. 審査第二班

熊本県 出納局 会計課 審査第二班は、主に以下のような業務を実施している。

【国費支払の審査・支出及び決算に関する事務】

- 法定受託事務として、国に代わり国庫金の収入及び支払事務の一部を実施。
- 国の会計検査の窓口業務。

【収入証紙に関する事務】

- 収入証紙の印刷、収入証紙売りさばき人の指定等の収入証紙に関する事務を実施。

【県費支払の審査に関する事務】

- 審査第一班とともに審査事務を実施。

調査確認部署	出納局 会計課 審査第二班				
指 摘 の 内 容	14. 収入証紙特別会計の繰越金残高について				
監 査 要 点		内部統制の整備状況について ()			
		内部統制の運用状況について ()			
	○	その他 (収入証紙特別会計における繰越金について)			
(現状)					
熊本県においては、手数料納付の大部分と、一部の県税の納付について、収入証紙による収納制度をとっている。					
最近5年間の売りさばき人に販売した時点で計上されている収入証紙特別会計の収入額、および繰越金の残高は、以下のとおりとなっている。					
(単位：百万円)					
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
特別会計収入	2,996	2,905	2,779	2,713	2,846
繰 越 金 額	217	229	226	233	229
年度によって若干の差はあるが、毎年 3,000 百万円弱の証紙収入があり、220 百万円前後の残高が毎年繰り越されている。					
直近の年度における収支の状況は、以下のとおりである。					

＜平成 26 年度の収入証紙特別会計の収支状況＞		(単位：千円)
項 目		金 額
①前期繰越金		233, 425
②売りさばき人への販売額		2, 846, 419
③買戻額等		▲254
A. 歳入額計 (①+②+③)		3, 079, 590
④一般会計繰出額		2, 850, 303
⑤次期繰越金		229, 287
B. 歳出額計 (④+⑤)		3, 079, 590
⑥繰出額その他、各会計で計上された手数料額		95, 442
⑦証紙によって収納された手数料等の金額 (④+⑥)		2, 945, 745

収入証紙に関する会計上の取扱いについては、地方自治法上詳細な規定は存在せず、各自治体の裁量に任されていることから、熊本県は以下のような取扱いをしている。

- ① 進行年度で熊本県が発注した収入証紙を含め、指定金融機関に対して収入証紙（未使用分）を預ける。
- ② 売りさばき人が指定金融機関から収入証紙を購入し、代金を指定金融機関に支払う。
- ③ 売りさばき人から支払われた代金について、収入証紙特別会計の歳入として計上する。
- ④ 熊本県に対して提出する各種書類に貼付が必要な収入証紙を、提出者が売りさばき人より購入し、書類に貼付する。
- ⑤ 熊本県は、収入証紙が貼付された各種書類を受領後、四半期ごとに収入証紙特別会計から一般会計へ繰り出し、一般会計では収入として計上する。繰出額は、券面額から売りさばき手数料を除いた金額（券面の 96.760%）である。
- ⑥ 各所管部署においては、売りさばき手数料を含めた総額を歳入として計上するとともに、売りさばき手数料（3.240%）を歳出として計上する（総額処理）。

上記のように、売りさばき人に販売された時点ではなく、書類に証紙が添付されて提出された時点で一般会計の収入として計上することから、以下のような項目については特別会計の残高として残ってしまう。

- ・ 売りさばき人が保管している証紙の金額
- ・ 売りさばき人が販売したが、未使用で市中に保管されている金額
- ・ 売りさばき人が販売したが紛失等の理由により、使用される見込みがない金額

熊本県としては、収入証紙特別会計で毎年 200 百万円を繰り越しているが、売りさばき

人が当該年度で販売した金額、及び年度末に保管している未販売の証紙残高を把握できていないことから、上記の理由ごとの繰越金残高の内訳が把握できない状況にある。

当該繰越金は、ここ数年概ね一定水準の残高となっており、平成 27 年度当初の残高は 229 百万円となっている。

収入証紙は、上記の取引フローのうち、売りさばき人が指定金融機関から購入した時点で、県の収入証紙特別会計の収入となり、各種申請書等に貼付されて県が受領後、四半期ごとの実績報告を基に同会計の支出として計上されるとともに、一般会計の収入として計上される。収入証紙特別会計の繰越金残高は、以下のような数式で計算される。

$$\text{当期繰越金} = \text{前期繰越金} + \text{売りさばき人への販売額} - \text{一般会計繰出金} ※$$

※一般会計繰出金＝申請者等からの回収額 - 売りさばき手数料

ここで、売りさばき人へ販売された収入証紙は、申請者に対して販売された残りが売りさばき人のところで在庫として保有される。

さらに、申請者に対して販売した収入証紙は、申請書が書類に貼付し回収されるが、購入者が在庫として保管することも考えられ、なかには紛失しているものも存在している可能性がある。

よって、特別会計の繰越金残高は、以下のような内容のもので構成されていると考える。

$$\begin{aligned} \text{当期繰越金} = & \text{前期繰越金} + \text{売りさばき人への販売額} - \text{一般会計繰出金} \\ & + \text{売りさばき人の保有する在庫} + \text{申請者が保管している在庫} \\ & + \text{紛失等により振替が見込まれない額} \end{aligned}$$

各年度末において、売りさばき人の保有在庫および申請者が売りさばき人から購入して、未使用のまま保管されている証紙の金額が把握できないことから、繰越金の構成要素を正確に把握することはできないが、推測の域ではあるが、特に「売りさばき人が販売したが紛失等の理由により、使用される見込みがない金額」が累積していつているものと推定される。

なお、売りさばき人に協力してもらい、平成 27 年 10 月 31 日時点で売りさばき人が保管している収入証紙の残高を調査してもらった結果、総額 79 百万円が在庫として残っていた。

県民他が売りさばき人より購入し、未使用の状態でも保管している収入証紙がある程度存在しているとは考えられるが、これが売りさばき人の保有する残高の 2 倍も存在するとは考えにくく、紛失等により今後使用が見込まれない残高が相当程度蓄積されていることが推測される。

(問題点)

現在の熊本県の収入証紙に関する取扱いからすれば、売りさばき人から購入後、紛失等で使用できなくなった証紙の金額については、将来にわたって一般会計へ振り替える見込みがないことから、本来一定期間経過後は一般会計に振替、雑収入等として処理することが望ましい。

しかし、現行の取扱いでは、本当に繰越すべき証紙の未使用金額を把握する方法がないため、このような処理を行うことができない。

現状の取扱いを継続する以上は、いつまでも一般会計で収入計上することのできない繰越金残高が存在し、かつ、累積的に増加する一方である点に問題がある。

(意見)

現状の問題点を解決する方法として、特別会計を使用せずに、収入証紙を売りさばき人に販売した時点で、一般会計の収入として計上する方法が考えられる。

収入証紙による収入の計上方法については、地方自治法上、下記の通り規定されている。

第 231 条の 2 第 1 項

普通地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収については、条例の定めるところにより、証紙による収入の方法によることができる。

同条第 2 項

証紙による収入の方法による場合においては、証紙の売りさばき代金をもって歳入とする。

ここでは、「証紙の売りさばき代金をもって歳入とする」とだけ規定されており、熊本県が行っている、特別会計で収入を計上し、実際に証紙が使用された際に各手数料に振替えるといった処理が必須ではない。

実際、今回の報告書作成に当たり、他県に対して収入証紙の取扱状況についてアンケートを実施したが、その中で、証紙を販売した時点で、手数料の種別を区分せずに一般会計の手数料収入に計上しており、手数料種別ごとの金額を把握していない、とする事例があった。

熊本県が採用する会計処理方法によれば、紛失等により書類に貼付されて回収されることが見込まれない証紙については、特別会計の残高として残るだけで、一般会計収入に振替えられる可能性がない。今後運用方法を見直す必要がある。

例えば、特別会計を廃止し、証紙を販売した時点で一般会計の「証紙販売収入」として収入を計上するといった方法が考えられる。

また、証紙の販売時点で特定の収入に紐づけが可能なもの、例えば、特定の目的のために特定の場所で販売される証紙については、売りさばき人への販売時点で手数料も計上

し、それ以外の販売については、「証紙販売収入」として計上することも考えられる。

ただし、これらの方法においては、各手数料金額の正確な把握ができなくなるというデメリットがあるため、仮に一般会計の「証紙販売収入」等として処理する場合には、現状の処理方法におけるメリット・デメリットと比較して、どちらの方のメリットがより大きいかが検討した上で導入する必要がある。

調査確認部署	出納局 会計課 審査第二班	
指摘の内容	16. 収入証紙の取扱いに関する将来の方向性について	
監査要点		内部統制の整備状況について ()
		内部統制の運用状況について ()
	○	その他 (今後の収入証紙取扱いの方向性に関する意見)

(現状)

＜平成 26 年度の収入証紙特別会計の収支状況＞		(単位：千円)
項 目	金 額	
①前期繰越金	233, 425	
②売りさばき人への販売額	2, 846, 419	
③買戻額等	▲254	
A. 歳入額計 (①+②+③)	3, 079, 590	
④一般会計繰出額	2, 850, 303	
⑤次期繰越金	229, 287	
B. 歳出額計 (④+⑤)	3, 079, 590	
⑥繰出額その他、各会計で計上された手数料額	95, 442	
⑦証紙によって収納された手数料等の金額 (④+⑥)	2, 945, 745	

収入証紙特別会計においては、売りさばき人が指定金融機関から証紙を購入した金額 (売りさばき手数料を控除した金額) を歳入 (上記②) として計上し、証紙を貼付した申請書類を各県税・手数料等の所管課が受領後、四半期ごとの実績報告を基に、特別会計から該当する会計区分に振替える (上記④) とともに、所管課において手数料 (⑥=④×0.0324/0.9676) を計上している。

したがって、平成 26 年度において証紙によって熊本県が収納した手数料等の金額 (手数料控除前の総額) は、④と⑥の合計額である⑦の金額となる。このため、一般会計においては、売りさばき人に対して支払う証紙取扱手数料分が、収入および支出として両建てで計上されている。

平成 26 年度における⑦の収納額うち、上位 5 件は以下のとおりである。

<上記⑦の収納額のうち上位5件>

手数料名	年間件数	金額(千円)	1件あたり単価
自動車運転免許証交付手数料	357,245	858,808	2,404円
自動車保管場所関係手数料	205,150	266,261	1,298円
高齢者講習手数料	46,258	255,274	5,518円
更新時講習手数料	250,691	228,711	912円
自動車運転免許試験手数料	70,011	138,722	1,981円

(途中省略)

(問題点)

他の自治体では収入証紙の取り扱いを廃止し、現金収納に切り替える事例も出てきている。熊本県は他県と比較して、特段、特異な状況があるわけではないことから、他県と共通の問題点を抱えており、熊本県においても収入証紙の必要性について検討が必要であると考えます。

また、証紙取扱に関するコストも無視できるほど小さいわけではなく、これを効率化できれば厳しい県の財政状況下において、支出の削減効果も見込まれる。

その他、「収入証紙特別会計の繰越金残高について」および「収入証紙取り扱いに関する手数料について」の意見でも述べた通り、収入証紙の取扱に関してはいくつかの問題点があることから、今後の収入証紙の取扱や、手数料収受等に関する方向性について、見直しが必要であると考えます。

(意見)

(途中省略)

C. 今後の可能性について

証紙制度は昭和39年に始まり、以後長きにわたり主に県の税外収入を収納する手段として利用されてきているが、導入から50年が経過し、収納の手段は当時とは比較にならないほど発達してきている。前述したコンビニ決済の他にも、クレジット決済、Pay-easy(ペイジー)等の電子決済基盤が整備されており、銀行の口座振替についても、インターネットバンキングで、店舗に赴かずに処理ができるようになってきている。

窓口における現金の取り扱いについても、レジスターに現金を投入すれば、つり銭を自動的に計算・払い出すタイプのものもあり、電子マネー(交通系ICカードやくまモンのICカード等)で決済が可能なものもある。

さらに、売りさばき額の少ない売りさばき所については、売りさばき手数料のみによる運営が困難な場合もある。県の出先機関に入居もしくは隣接する売店等の業者が、証紙を併売している例もあるが、地方によっては過疎化等の要因で県の機関の利用者および売店

等の利用者が減少しているところもある。このような環境下では、運営が困難となる売店等が増えることが懸念され、実際に売りさばき人を兼務する売店等が撤退することで、売りさばき所の確保に支障が出る事態が生じ始めている。

売りさばき所が減少することになれば、現状のように県の機関に隣接して売りさばき所を確保することが困難となる。その結果、各種申請等の窓口において書類を提出する前に、県の機関から離れた場所にある証紙の売りさばき所に赴いて証紙を購入し、窓口に出すことになる。このような状況になった場合、高齢者や遠隔地に住む県民にとっては負担が大きい。

現金収納が可能であれば、このような状況でも収納に支障はなくなり、無理に売りさばき人を確保する必要はなくなる。

県が収納する税外収入等につきすべてを、現金を含む他の決済手段に移行する必要があるかどうかについてはまだ議論の余地があるが、少なくとも収納項目ごとに、以下を考慮し、どの収納方法が効率的かを検討してみる必要はあるものと考えられる。

- ・年間取扱総額（金額的にどれだけ多いか）
- ・年間取扱収納件数（収納の事務量がどれほど多いか⇨どれだけの手間がかかるか）
- ・収納1件当たりの取扱金額（⇨金額当たりの処理にかかる手間・コストのバランス）

少なくとも、現状のまま継続してよいのか、という視点から、制度を見直す必要はあるように考えられる。

第V章 監査の結果（管理調達課）

1. 調達班

熊本県 出納局 管理調達課 調達班は、主に以下のような業務を実施している。

【物品の調達に関する事務】

○用品の集中調達に関する業務。

調査確認部署	出納局 管理調達課 調達班	
指摘の内容	42. 車両購入の予算措置について	
監査要点	<input type="checkbox"/>	内部統制の整備状況について（ ）
	<input type="checkbox"/>	内部統制の運用状況について（ ）
	<input type="checkbox"/>	その他（ 予算措置 ）
<p>(現状)</p> <p>管理調達課における車両の調達については、予定価格の算定において見積価格に0.7等の係数をかけて算定しており、いわゆる歩引きがなされていた。歩引きがなされていることから、結果的に不落となっているケースが多くなっているようである。</p> <p>これは、予算が限られているが、必要な車両数は減らせないことから、結果的に予定価格を下げた台数を確保するしかないためである。平成26年度においては20件を超える入札を実施したが、半数程度は不落となっている。不落となったもののうち、再入札でも不落となり、不落随意契約を実施しているケースも存在しており、業者としても利益の確保が困難になっていることが推察できる。</p>		
<p>(問題点)</p> <p>予算の制約が存在することから、必要な台数を確保するために予定価格の算定の際に係数を掛けているようであるが、この係数については合理的な根拠は存在しない。</p> <p>また、不落随契まで至っていることから、契約事務に関する負担も大きいと考える。</p>		
<p>(指摘)</p> <p>当該問題は、厳しい熊本県の財政事情が強く影響しており、限られた予算しか確保できない現状の現れであることは理解できる。</p> <p>しかし、根拠のない歩引きは公正な経済活動を阻害するものであり、絶対に避ける必要がある。予算の制約があっても、業者側に負担を強いることは認められない。</p> <p>今後、予算額自体を増額することで、適正な入札事務の執行が実現することを希望する。</p>		

第VI章 監査の結果（地方支出機関）

1. 熊本県自動車税事務所

（1）業務内容

熊本県自動車税事務所は、自動車に対して課税される「自動車取得税」及び「自動車税」の課税関係事務所である。

自動車取得税…都道府県が、取得価額が免税点を超える自動車の取得に対し、その取得者に課す税金である（地方税法第113条-第143条、本法附則第12条の2の5）。

自動車税…その自動車の主たる定置場の所在する都道府県において、その所有者に課される税金である（地方税法第145条-第177条 本法附則第12条の3）。

調査確認部署	熊本県自動車税事務所 管理課税課 管理班		
指摘の内容	56. 委任業務の範囲を超えた事務について		
監査要点	<input type="checkbox"/>	内部統制の整備状況について（ ）	
	<input type="checkbox"/>	内部統制の運用状況について（ ）	
	<input type="checkbox"/>	その他（ 会計規則に違反する取り扱い ）	
<p>（現状）</p> <p>上記の通り、熊本県自動車税事務所においては、所長名義の当座預金口座を保有し、小切手も使用している。</p> <p>ただし、地方自治法第170条において、小切手の振出しについては、会計管理者に属する事務の例示として挙げられている。</p> <p>また、熊本県会計規則第8条第3項において、「会計管理者は、別表第5の第2欄に掲げる職にある出納員に、同表の第3欄に掲げる地方支出機関に係る同表の第4欄に掲げる事務を委任する。」とあり、別表第5においては、熊本県自動車税事務所について以下の通り定められている。</p>			
地方支出機関	出納員に充てる職	所管する地方支出機関	委任する事務
自動車税事務所	管理課税課長	当該出納員の属する地方支出機関	<ol style="list-style-type: none"> 1. 歳入に係る現金の出納及び保管に関する事務 2. 物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関する事務 3. 歳入歳出外現金及び保管有価証券の出納及び保管に関する事務

上記の通り、自動車税事務所の出納員に関しては、小切手の振出業務は委任する事務の中に含まれていない。

したがって、自動車税事務所において小切手を取り扱うことは、会計規則の定め違反している。

(問題点)

上記の指摘事項に関しては、定められている権限を越える事務を行っており、問題がある。

(指摘)

当座預金の開設及び小切手の使用については、出納員に委任された事務に含まれておらず、そもそも当該口座の開設当初から会計規則違反の状態にあったようである。

会計規則に違反していることから、会計規則に沿った取り扱いに即時改めなければならない。

(意見)

当座預金口座開設の経緯につき熊本県自動車税事務所に確認したところ、同事務所が昭和 57 年に設置された際に、県外からの自動車税の納付を受け入れる口座として開設したのではないかとのことであった。

県内に定置場所を定める車両を保有する県外の納税者から納付を受ける口座として、当座預金口座は当時としては有効であったかもしれないが、現在では様々な納付・送金の手段が整備されており、当座預金口座を保有しておく必要性は低くなっていると思われる。実際に自動車税事務所において、平成 27 年度で当座預金口座を使用して納付された件数は 1 件のみであることから、今後熊本県の歳入口座に直接送金を依頼する等、簡素な方法での納付を検討すべきである。

また、自動車税事務所だけでなく、熊本県の出先機関で外部から手数料等の納付を受けるところがあれば、同様の状況が存在している可能性がある。

権限がないにも関わらず、当座預金等を利用している事例がないかどうか調査する必要がある。

第Ⅶ章 監査の結果（統一的な会計基準の導入に関する対応状況について）

1. 今後検討すべき事項

上述したように、出納局会計課は新公会計基準の導入において重要な役割を担っていることから、平成27年度時点での対応状況が十分であるか確認するために、出納局会計課、総務部財政課、及び関係各所にヒアリングを実施した。

ヒアリングの結果、早期に検討が必要な事項として、以下のような項目が挙げられた。

（1）固定資産の調査について

①固定資産の現物調査について

新地方公会計の導入に備え、熊本県も固定資産台帳の整備を進めているところであり、その第一弾として、管財課で以下のような「現物確認調査要領」を作成し、平成27年11月30日までに財産所管課より管財課へ現物確認調査票を提出するよう指示している。

なお、平成27年12月14日時点で、交通政策課、都市計画課、河川課、住宅課については未回答であり、調査に時間がかかっているようである。

調査確認部署	総務部 管財課
指 摘 の 内 容	2. 固定資産台帳の整備について
(現状)	
熊本県は公有財産台帳に基づく現物確認として、現物確認調査要領に則り、財産所管課ごとにその資産の有無を確認している。	
また、調査票の提出期限後に、外部監査人も実地調査を実施した。具体的な確認方法は、公有財産台帳に登録された資産からサンプルを抽出し、一覧にした現物確認調査票を元に記載されている所在地に赴き、該当資産の有無や利用状況等を調査している。	
(問題点)	
今回の調査で既に滅失しているにも関わらず、公有財産台帳に残り続けていた物が発見された。	
県有施設で確認した資産では、自転車置場のフェンス、通路排水用水槽、敷地内通路の表面フラットタイル貼りといったものが既に滅失しているにも関わらず、台帳上は記録が残されていた。	
このような状況が発生した原因としては、主要部分の修繕を行うにあたって付随的に撤去されたため、滅失を把握出来なかったようである。	
また逆に、現に工作物が存在するが、公有財産台帳には記載がないものも見受けられた（石造りの休憩所及び記念碑）。	
今回の調査においては、現物調査の第一弾として、各所管課から管財課には資産の有	

無についてのみがとりまとめられて報告される。このため、いつ誰がどのように現物確認を行ったかまでは不明であり、各財産所管課においても現物調査過程の記録の保存が求められているわけではなく、各担当者が誠実に現物確認を実施したことを信頼するしかない。

(指摘)

公有財産を取得した場合など公有財産台帳等の内容に異動が生じたときは、熊本県公有財産取扱規則 14 条第 1 項の規定により、速やかに管財課長に報告することとなっており、加えてこの自主的な報告による漏れを防止するため、管財課は 2 ヶ月に 1 回程度、公有財産の異動状況を確認する文書を通知するとともに、年度当初に開催されている「公有財産事務担当者研修会」において注意喚起が行われている。

しかしながら今回の現物確認調査結果を見るに、土地は 3.5%、建物は 2.7%、工作物は 8.1% が一致しなかった（現物と公有財産台帳登録情報に不一致がある、または公有財産台帳に登録してある財産が存在しない）ことから、十分な管理がなされているとは言い難い。

今後、財務書類に影響を与える部分でもあるので厳格な管理体制が望まれる。財産所管課に対して、文書による異動状況の確認を求めることや、研修会での注意喚起を行うだけでなく、現物調査過程の記録を保存するように指導し、不一致率の高い財産所管課を中心に、その記録の報告を求めると等の対応も有効と考える。

また今回、県有施設内の工作物についての現物確認に立ち会った際、公有財産台帳には記載が無いにも関わらず、現に存在する工作物が見受けられた。寄贈されたであろう物等、取得要因は様々と考えられるが、取得当時の状況が定かでなく、なぜ公有財産台帳に記載がないかは不明である。

平成 28 年 7 月頃に予定されている現物確認調査（第二弾）においては、対象となる固定資産台帳の基本項目だけでなく、公有財産台帳に記載のない現物についても把握できるよう、調査方法を検討する必要がある。

(2) 連結財務諸表作成のための準備について

① 連結対象の範囲の検討について

連結財務諸表を作成する場合、連結対象に含めるべきか、含める場合全部連結すべきか、比例連結すべきか等、詳細に検討が必要となる。

第 3 セクターの団体について連結の範囲として妥当か否か、連結対象とされていない第 3 セクターも含めて検討を行った。

検討の結果は、以下のとおりである。

熊本県出資団体一覧（地方三公社を除く）

	出資団体名称	①出資基準				②人的基準			③ 財政支援等	改訂モデルでの連結状況	総合判断	備考
		基本財産・出資金 (百万円)	県出資額 (百万円)	出資割合	該当	役員の派遣等	職種	該当				
1	フィッシャリーナ天草（株）	335	127	38.1%		無し						
2	（公財）熊本県立劇場	40	20	50.0%		無し				○		出資割合は50%以下であるが、連結対象としている
3	天草エアライン（株）	499	266	53.3%	○	無し				○	全部連結	
4	熊本空港ビルディング（株）	200	57	28.5%		有り	代表取締役社長 (県職員OB)	○			全部連結	代表取締役社長は県職員OB、非常勤役員6名のうち県は1名、他5名は周辺市町村。役員は県OBであるが、影響力は高いと考えることから、連結対象とすべきと考える。また、関係会社が3社（熊本空港給油施設（株）、熊本エアポートサービス（株）、熊本空港警備（株））あり、これについても連結対象となるか検討が必要。
5	豊肥本線高速鉄道保有(株)	2,136	694	32.5%		無し						
6	肥薩おれんじ鉄道(株)	1,560	620	39.8%		有り	常務取締役 (県職員OB)	○			比例連結	取締役副社長2名は熊本県、鹿児島県各1名、取締役・監査役に沿線市町6団体。役員は県OBであるが、熊本県の影響力が強く働く。ただし、鹿児島県の影響も強く働くことから、比例連結が妥当。
7	（一財）熊本さわやか長寿財団	521	412	79.2%	○	有り	常務理事兼事務局長 (県職員OB)	○		○	全部連結	
8	（公財）熊本県総合保健センター	50	20	40.0%		有り	副理事長兼総括医 常務理事兼事務局長 (県職員OB)	○			比例連結	役員は県OBであるが、影響力は強いと判断。
9	（公財）熊本県生活衛生営業指導センター	4	2	44.4%		有り	専務理事 (県職員OB)	○			比例連結	役員は県OBであるが、影響力は強いと判断。
10	（公財）水俣・芦北地域振興財団	8,000	3,000	37.5%		無し						

	出資団体名称	①出資基準				②人的基準			③ 財政支援等	改訂モデルでの連結状況	総合判断	備考
		基本財産・出資金	県出資額	出資割合	該当	役員の派遣等	職種	該当				
11	(公財) 熊本県環境整備事業団	6	2	33.3%		無し						
12	(一財) 熊本テルサ	100	70	70.0%	○	有り	専務理事兼館長 (現役県職員)	○		○	全部連結	
13	(公財) 熊本県雇用環境整備協会	2,907	2,100	72.2%	○	有り	常務理事兼事務局長 理事 監事 評議員	○		○	全部連結	
14	希望の里ホンダ(株)	50	22	44.0%		無し						
15	(一財) 熊本県起業化支援センター	1,002	500	49.9%		無し	理事長 理事 監事				比例連結	理事長は商工観光労働部長(非常勤役員)、理事、監事(いずれも非常勤役員)各1名の合計3名
16	(株) テクノインキュベーションセンター	1,070	535	50.0%		有り	代表取締役社長 (県職員OB) 取締役・監査役 (現役県職員)	○		○	比例連結	
17	(一財) 熊本県伝統工芸館	20	20	100.0%	○	有り	理事長兼館長 副理事長兼事務局長	○		○	全部連結	
18	(公財) 熊本県農業公社	538	255	47.4%	○	有り	理事長	○		○	全部連結	
19	(一社) 熊本県野菜価格安定資金協会	124	60	48.4%		無し						
20	(公社) 熊本県畜産協会	389	160	41.1%		有り	専務理事	○			全部連結	役員は県OBであるが、影響力は強いと判断。
21	(公社) 熊本県林業公社	17	7	45.0%		無し				○	全部連結	理事長は副知事であり、影響力は高いと判断。
22	(公財) 熊本県林業従事者育成基金	3,038	2,601	85.6%	○	有り	常務理事	○		○	全部連結	
23	(公財) くまもと里海づくり協会	590	190	32.2%		有り	専務理事	○			比例連結	役員は県OBであるが、影響力は強いと判断。
24	(一財) 白川水源地域対策基金	3	1.5	50.0%		無し				○		出資割合は50%以下であるが、連結対象としている
25	(一財) 熊本県スポーツ振興事業団	90	20	22.2%		有り	理事長 副理事長	○			比例連結	役員は県OBであるが、影響力は強いと判断。

	出資団体名称	①出資基準				②人的基準			③ 財政支援等	改訂モデルでの連結状況	総合判断	備考
		基本財産・出資金	県出資額	出資割合	該当	役員の派遣等	職種	該当				
26	(一財) 熊本県武道振興会	3	1	30.3%		無し						
27	(一財) 熊本県暴力追放運動推進センター	563	436	77.6%	○	有り	代表理事兼専務理事	○		○	全部連結	
28	(公財) 熊本県移植医療推進財団	288	105	36.4%		無し						
29	(公財) くまもと産業支援財団	684	310	45.3%		有り	専務理事	○		○	全部連結	
30	(一財) 熊本県果実生産出荷安定基金協会	349	100	28.7%		無し						

注1：総務省方式改訂モデルによる連結対象団体は、上記以外に社会福祉法人 熊本県社会福祉事業団が存在している。

注2：②人的基準の「役員の派遣等」における県職員OBの就任状況は、団体への影響を判断する際の参考とするため記載している。

調査確認部署	総務部 財政課
指摘の内容	6. 連結範囲の検討について
<p>(意見)</p> <p>上記出資団体について、①出資割合、②役員の派遣状況、③財政支援等の状況を総合的に判断し、連結対象及び連結方法を決定する必要がある。</p> <p>①については、出資割合が50%超の場合は全部連結の対象となるが、問題は50%以下の場合であっても②及び③を総合的に勘案し、その第3セクターの業務運営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる場合には、全部連結の対象にすべきとされていることである。ただし、実務上は出資割合が50%以下の団体を全て検討することは負担が大きいことから、出資割合が25%以上～50%以下の団体について②及び③を総合的に勘案して全部連結の適用の余地を判断することになると考える。</p> <p>上記表のうち、「総合判断」の欄は監査人の私見で記載したものであるが、総務省方式改訂モデルで作成されている財務諸表において連結されている団体とは、10 団体相違している。</p> <p>判断が相違した原因については、総務省方式改訂モデルで作成されている連結財務諸表は、平成21年度の導入当初に検討された連結範囲のまま、見直しがなされていない可能性がある。</p> <p>また、出資割合が50%を下回っていた場合、役員の状況や財政支援の状況を総合的に勘案して判断する必要があるが、この総合的に判断する過程に裁量の余地が存在する点にある。監査人は民間企業が行っている連結範囲の検討の経験から判断しているが、「連結財務書類の作成の手引き」23項の図4においては、「2. 第三セクター等の意思決定機関（取締役会、理事会等）の構成員の過半数を行政からの派遣職員が占める場合、あるいは構成員の決定に重要な影響力を有している場合」とあり、県職員のOBは除外されているためである。しかし、OBであったとしても実質的には影響力を及ぼし得ることから、判断が分かれるところである。</p> <p>連結財務諸表作成の目的は、地方公共団体だけでなく、関連団体も含めて行政サービスの実施主体をとらえ、利害関係者に対して適切な情報を提供することにある。よって、連結対象を検討するにあたって重要な点は、出資比率といった形式的な要件だけで判断するのではなく、実質的に熊本県の方針が経営判断に強く影響を与える場合や、本来熊本県が直接実施すべき事業を関連団体が行っているような場合等、一体として扱うことが実態を把握するのに合理的である場合は連結の対象とするといった、実態の判断をする必要がある点である。</p> <p>今後、連結対象の検討を行うに当たっては、実質的に判断し、一体として扱うことが合理的であるかどうか、慎重に検討する必要がある。</p> <p>また、連結対象については、最新の情報をもとに毎期見直す必要がある。</p>	

(3) 財務書類等の活用について

①活用に必要データを拠えた情報の収集及び財務諸表の作成について

調査確認部署	公会計制度改革プロジェクトチーム
指 摘 の 内 容	10. 財務書類等の活用について
<p>(意見)</p> <p>「財務書類等の活用の手引き」においては、様々な活用事例が例示されている。</p> <p>A. 行政内部での活用 (マネジメント)</p> <p>(1) マクロ的な視点からの活用</p> <ul style="list-style-type: none">①財政指標の設定②適切な資産管理 <p>(2) ミクロ的な視点からの活用 (セグメント分析)</p> <ul style="list-style-type: none">①予算編成への活用②施設の統廃合③受益者負担の適正化④行政評価との連携⑤人件費等の按分基準の設定 <p>B. 行政外部での活用 (アカウントビリティ)</p> <p>(1) 住民への公表や地方議会での活用</p> <p>(2) 地方債 I R への活用</p> <p>(3) PPP / PFI の提案募集</p> <p>これらの活用事例を現実のものとするためには、活用に必要情報を見据えたうえで、財務諸表の作成に必要な基礎データの収集段階、又は作成された財務諸表から得られるように配慮しておく必要がある。</p> <p>具体的には、上記(2)ミクロ的な視点からの活用(セグメント分析)を実施するには、活用の段階で必要とされるセグメント情報を見据えたうえで、コスト情報、固定資産情報等にセグメント情報を持たせることが必要になる。</p> <p>今回の統一的な基準の導入については、老朽化したインフラ資産の更新といった、日本国全体が抱える重要な問題について、各自治体が今後の方針を立てる一助となることが期待されている。熊本県においても各所管課では既に調査等を始めているところもあるが、予算の確保については全庁的に検討する必要もあることから、全体を統括する動きが必要となる。</p> <p>統一的な基準の導入については、まだ総務部財政課を中心として、ようやく動き始めた段階であるが、今後は県知事がリーダーシップを発揮し、全庁の協力体制を構築し、作業を進めることが期待される。</p>	

②組織について

調査確認部署	公会計制度改革プロジェクトチーム
指摘の内容	11. 今後の担当組織について
<p>(意見)</p> <p>従来の改訂モデルの作成は、決算における作業のみであり、作成された財務諸表についても公表するまでしか求められていなかった。</p> <p>しかし、新会計基準導入の目的の一つは、作成された財務諸表を活用することにより、今後の資産マネジメントをより適切に実施できるようにすることにある。財務諸表を作成するために整備された固定資産台帳から得られる情報や、財務諸表等から得られる情報をもとにして、今後の投資計画等の立案、県内の市町村との連携推進等といった新たな業務が発生する。今後は決算時期だけの作業にとどまらず、年間を通して様々な業務が発生すると考える。</p> <p>また、財務諸表の中でも、固定資産に関する情報は非常に重要性が高いことから、熊本県が直接投資している固定資産だけでなく、関連団体が有する固定資産の情報についても十分把握しておく必要がある。</p> <p>固定資産台帳の管理・運用についても、熊本県が保有している固定資産及び関連団体が保有する固定資産について、情報を一元的に管理する必要があるが、現在の縦割りの組織では情報の把握に限界が存在する。</p> <p>今後、財務諸表の作成だけでなく、活用も含めた業務を担当する、新たな担当部署の設置を検討すべきである。具体的には、民間企業における経営企画部のように、部局や事業に捕らわれず、熊本県全体の視点にたつて、財務諸表を活用した事業の立案や改革を実施する部署の設置が必要と考える。</p>	